

愛知県介護員養成研修事業者指定事務処理要領一部改正 新旧対照表

新	旧
愛知県介護員養成研修事業者指定事務処理要領	愛知県介護員養成研修事業者指定事務処理要領
(趣旨) 第1～第17 略 (受講時における本人確認) 第18 事業者が要綱第17条第2項により本人確認する方法は、受講申込受付時又は初回の講義時において、次に掲げるいずれかの方法により行うとともに、いずれかの方法で確認したのかについて記録を残し、実績報告書提出時に報告しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"><li>・戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出</li><li>・住民基本台帳カードの提示</li><li>・在留カード等の提示</li><li>・<u>資格確認書の提示</u></li><li>・運転免許証の提示</li><li>・パスポートの提示</li><li>・年金手帳の提示</li><li>・国家資格を有する者については、免許証又は登録証の提示</li><li>・マイナンバーカード表面の提示</li></ul>	(趣旨) 第1～第17 略 (受講時における本人確認) 第18 事業者が要綱第17条第2項により本人確認する方法は、受講申込受付時又は初回の講義時において、次に掲げるいずれかの方法により行うとともに、いずれかの方法で確認したのかについて記録を残し、実績報告書提出時に報告しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"><li>・戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出</li><li>・住民基本台帳カードの提示</li><li>・在留カード等の提示</li><li>・<u>資格確認書の提示（確認日において有効な健康保険証を含む）</u></li><li>・運転免許証の提示</li><li>・パスポートの提示</li><li>・年金手帳の提示</li><li>・国家資格を有する者については、免許証又は登録証の提示</li><li>・マイナンバーカード表面の提示</li></ul>
附 則 略 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和7年12月2日から施行する。</u>	附 則 略 別紙1－1～7－2 略
別紙1－1～7－2 略	別紙1－1～7－2 略